

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局
【提出日】	平成28年9月30日
【会社名】	株式会社ドンキホーテホールディングス
【英訳名】	Don Quijote Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大原 孝治
【本店の所在の場所】	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号
【電話番号】	03-5725-7532（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役 高橋 光夫
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号
【電話番号】	03-5725-7532（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役 高橋 光夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

平成28年9月28日開催の当社第36期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成28年9月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

イ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金17円 総額2,687,929,959円

ロ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年9月29日

第2号議案 定款一部変更の件

イ コーポレート・ガバナンスの一層の強化という観点から、「監査等委員会設置会社」に移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

ロ 業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することを可能とし、期待される役割を十分に発揮できるようにするために、責任限定契約の対象の変更を行うものであります。

ハ その他、条文の追加及び削除に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、大原孝治、高橋光夫、吉田直樹の3氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、和田尚二、井上幸彦、吉村泰典、福田富昭の4氏を選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額4億円以内と定めるものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額1億円以内と定めるものであります。

第7号議案 株式報酬型ストック・オプションとして発行する新株予約権に関する取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

社外取締役を除く取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して発行する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬額を、第5号議案の報酬額とは別枠で、年額1億円以内と定めるものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	1,309,678	64,837	1,895	(注) 1	可決 (94.63%)
第2号議案	1,316,237	59,683	493	(注) 2	可決 (95.11%)
第3号議案				(注) 3	
大原 孝治	1,327,610	48,309	493		可決 (95.93%)
高橋 光夫	1,345,004	29,919	1,490		可決 (97.19%)
吉田 直樹	1,346,156	28,767	1,490		可決 (97.27%)
第4号議案				(注) 3	
和田 尚二	1,312,925	61,995	1,490		可決 (94.87%)
井上 幸彦	1,351,651	24,268	493		可決 (97.67%)
吉村 泰典	1,324,735	51,184	493		可決 (95.72%)
福田 富昭	1,316,955	58,964	493		可決 (95.16%)
第5号議案	1,359,370	13,539	3,504	(注) 1	可決 (98.22%)
第6号議案	1,371,237	1,672	3,504	(注) 1	可決 (99.08%)
第7号議案	1,324,543	51,833	35	(注) 1	可決 (95.71%)

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上